

○那覇市議会定例会条例

〔昭和48年4月11日〕
条 例 第 9 号

那覇市議会の定例会は、毎年4回とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市議会定例会に関する条例（1959年那覇市条例第1号）は、廃止する。
- 3 この条例施行前に従前の条例により招集された昭和48年の定例会は、この条例の規定による定例会とみなす。

【参照条文】

法第102条第1項及び第2項（定例会・臨時会）